

2018年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により 被害を受けられました皆さまへ

この度の台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。
当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

<保険料払込猶予期間の特別措置>

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
高知県	安芸市、香南市、長岡郡本山町	7月6日
	宿毛市	7月7日
	土佐清水市、幡多郡三原村	7月8日
	幡多郡大月町	7月8日
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、 八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、 東伯郡三朝町、西伯郡南部町、 西伯郡伯耆町、日野郡日南町、 日野郡日野町、日野郡江府町	7月6日
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、 福山市、府中市、東広島市、江田島市、 安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野 町、安芸郡坂町、三次市、庄原市	7月5日
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、 総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、 赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、 浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、 英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町	7月5日
	小田郡矢掛町	7月6日

適用都道府県	適用地域	法適用日
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、 京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、 与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町	7月5日
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、 赤穂郡上郡町、美方郡香美町	7月5日
	姫路市、西脇市、丹波市、 多可郡多可町、佐用郡佐用町	7月6日
	養父市、たつの市、神崎郡市川町、 神崎郡神河町	7月7日
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、 北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、 八幡浜市	7月5日
岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、 美濃加茂市、可児市、山県市、 飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、 加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、 加茂郡八百津町、加茂郡白川町、 加茂郡東白川村、大野郡白川村	7月6日
	岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、 加茂郡川辺町	7月8日
福岡県	飯塚市	7月5日
島根県	江津市、邑智郡川本町	7月6日
山口県	岩国市	7月6日